3　青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち前項の規定の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年（当該個人の地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について同条第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、三十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において第一項若しくは前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

第十条の五の二を削る。

第十条の五の三の見出し中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。」を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加え、「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「もの（」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加え、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に、「当該個人」を「当該特定中小事業者」に改め、同条第二項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第三項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）を「調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）に改め、同条第四項中「事業所得に係る調整前事業所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第六項中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第十項中「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条を第十条の五の二とする。

第十条の五の四第一項中「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。）」を「増加促進割合」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額の百分の十（当該個人が中小事業者（同項第四号に規定する中小事業者をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五の四第二項第四号イ中「次号」を「第六号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　増加促進割合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　適用年が平成二十六年又は平成二十七年である場合　百分の二

ロ　適用年が平成二十八年である場合　百分の三

ハ　適用年が平成二十九年である場合　百分の四（その個人が中小事業者である場合には、百分の三）

ニ　適用年が平成三十年である場合　百分の五（その個人が中小事業者である場合には、百分の三）

第十条の五の四第六項中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改め、同条を第十条の五の三とする。

第十条の五の五第一項中「。以下この項において同じ。」を削り、同条第五項中「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」に改め、同条第十項中「第十条の五の五第五項」を「第十条の五の四第五項」に改め、同条を第十条の五の四とする。

第十条の六第一項中「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十条第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第十条第二項の規定　同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第三号中「第十条第六項」を「第十条第四項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、同号の前に次の一号を加える。

二の二　第十条第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第四号中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第十条の四第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第六号中「第十条の五第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第七号を削り、同項第八号中「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第十条の五の三第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加える。

十　前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第十条の六第二項中「第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項」を「第十条の二第四項」に、「第十条の五の三第四項の」を「第十条の五の二第四項の規定その他これらに類する所得税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項」を「第十条の二第五項」に、「若しくは第十条の五の三第五項」を「又は第十条の五の二第五項」に改め、「に該当するもの又は第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額」を削り、「に限り」を「その他これに類するものとして政令で定める金額に限り」に改める。

第十一条第一項の表の第一号の上欄中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（」を削り、「しないものを除く。）」を「するもの」に改める。